

第 17 号議案

亀岡市新火葬場整備検討審議会条例の制定について

亀岡市新火葬場整備検討審議会条例を次のように制定するものとする。

平成 26 年 11 月 27 日提出

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市新火葬場整備検討審議会条例

(設置)

第 1 条 本市の新火葬場の整備構想等について検討するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、亀岡市新火葬場整備検討審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 新火葬場の整備構想に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、新火葬場の整備に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の役員又は構成員
- (3) 公募の市民

(4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、審議会に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(幹事)

第6条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員の中から市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境市民部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

亀岡市新火葬場整備検討審議会条例案要綱

- 1 本市の新火葬場の整備構想等について検討するため、市の附属機関として、亀岡市新火葬場整備検討審議会を設置し、必要な事項を定めること。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行すること。